

坂城町空家情報バンク実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、空家の有効活用を図り、町への定住及び地域の活性化を促進するため、坂城町空家情報バンク事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 町内に在する個人の住宅（売却又は賃貸を目的として新築されたものを除く。）であって、現に居住していないもの（近く居住しなくなる予定であるものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 物件所有者等 空家の所有権その他の権利を有し、当該空家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空家利用希望者 町内に定住し、又は定期的に滞在することを目的として、空家の利用を希望する者をいう。
- (4) 空家情報バンク 物件所有者等が売買又は賃貸借を希望する空家を登録し、当該空家に関する情報を町が空家利用希望者に対して提供する制度をいう。

(空家の登録の申込み等)

第3 物件所有者等は、空家情報バンクに空家に関する情報を登録しようとするときは、空家情報バンク物件登録申込書（様式第1号）に空家情報バンク物件登録カード（様式第2号）を添付し、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、空家に係る登記された権利、法令に基づく制限、建物の状態その他の事項を審査し、適当であると認めるときは、空家情報バンク物件登録台帳に登録するものとする。ただし、当該申込者が、暴力団員（坂城町暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であるときは、登録しないものとする。
- 3 町長は、前項の審査により、登録の可否を決定したときは、その旨を当該物件所有者等に通知するものとする。
- 4 第2項の規定による登録の期間は、登録した日から起算して2年を経過する日

までとする。

- 5 物件所有者等が、前項の登録期間満了日においても引き続き登録を希望するときは、第1項の規定により改めて申し込むものとする。

(空家の登録事項の変更)

- 第4 前第3第3項に規定する登録の通知を受けた者（以下「登録物件所有者等」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空家情報バンク物件登録変更・抹消届出書（様式第3号）に変更内容を記載した空家情報バンク物件登録カード（様式第2号）を添えて、町長に届け出るものとする。

(空家の登録抹消)

- 第5 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空家の登録を取り消すとともに、第1号の場合を除き、当該登録物件所有者等に通知するものとする。

- (1) 登録物件所有者等から空家情報バンク物件登録変更・抹消届出書（様式第3号）により抹消する旨の届出があったとき。
- (2) 登録した空家の所有権その他の権利の変動に伴い、登録に適さない空家になったとき。
- (3) 登録物件所有者等が暴力団員又は暴力団関係者であったときその他公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 空家の登録の内容に虚偽があったとき。
- (5) その他町長が登録を抹消することが適当と認めたとき。

(空家の情報提供)

- 第6 町長は、登録された空家の情報をインターネット等を利用し、提供するものとする。

(空家利用希望者の登録の申込み等)

- 第7 空家利用希望者は、空家情報バンクを利用しようとするときは、空家情報バンク利用者登録申込書（様式第4号）に誓約書（様式第5号）を添付し、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申込みがあったときは、定住又は定期的な滞在の意思があることその他の必要な事項を審査し、適当であると認めたときは、空家情報バンク利用者登録台帳に登録するものとする。

- 3 第3第2項ただし書及び第3項から第5項までの規定は、空家利用希望者の登

録について準用する。

(登録空家希望者の登録事項の変更)

第8 前第7第3項において準用する第3第3項に規定する登録の通知を受けた申込者(以下「登録空家利用希望者」という。)は、当該登録内容に変更があったときは、速やかに空家情報バンク利用者登録変更・抹消届出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(登録空家利用希望者の登録抹消)

第9 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録空家利用希望者の登録を取り消すとともに、第1号の場合を除き、当該登録空家希望者に通知するものとする。

- (1) 登録空家利用希望者から空家情報バンク利用者登録変更・抹消届出書(様式第6号)により抹消する旨の届出があったとき。
- (2) 登録空家利用希望者が暴力団員又は暴力団関係者であったときその他公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 利用登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他町長が登録を抹消することが適当であると認めたとき。

(空家の交渉の申込み等)

第10 登録空家利用希望者は、購入、賃借等の交渉を希望する登録物件があるときは、空家情報バンク物件交渉申込書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、当該登録物件所有者等へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録物件所有者等が第11第3項の規定により、町長が協定を締結した者に空家の売買、賃貸借等の交渉、契約等(以下「交渉等」という。)の代理又は媒介(以下「媒介等」という。)を依頼したときは、その者に対しても通知するものとする。

3 前項の通知を受け、交渉等を行なった登録物件所有者等又はその媒介等を行なった者は、交渉等の内容及び結果を町長に報告するものとする。

(登録物件所有者と登録空家利用希望者との交渉等)

第11 町長は、登録された空家に係る交渉等については、直接これに関与しないものとする。

2 町長は、土地及び建物に係る交渉等の媒介等を業とする者であって、登録物件

所有者等と登録空家利用希望者との交渉等を円滑に行うための幅広い知識を有すると認めるものと、媒介等に関する協定を締結するものとする。

- 3 登録物件所有者等は、登録空家利用希望者との交渉等に当たって媒介等を希望するときは、前項の規定により町長と協定を締結した者に、町長を通じて依頼するものとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3第1項及び第11第2項の規定は、告示の日から施行する。